

三、「沖縄文化協会賞」規定

第一条 沖縄文化協会は、伊波普猷先生および、比嘉春潮、仲原善忠、金城朝永先生による沖縄学の精神を受け継ぎ発展させるため、若い人達の有望な研究を助成、奨励することを目的として、「沖縄文化協会賞」を設ける。

第二条 「沖縄文化協会賞」は研究論文の内容によって「比嘉春潮賞」、「仲原善忠賞」、「金城朝永賞」とし、それぞれの賞の受賞者に正賞（賞状、賞牌）、副賞（賞金）を贈るものとする。

第三条 「沖縄文化協会賞」は年度ごとに、毎年十一月初旬までに決定し、沖縄文化協会総会の席上において贈呈する。

第四条 「沖縄文化協会賞」の候補者は、『沖縄文化』誌収載論文および沖縄文化研究に関する著書、論文等の著述者とし、協会内の選考委員会で審議し、候補者リストを作成し、「公益信託沖縄文化協会賞基金」運営委員会（受託者、三菱信託銀行）に提出する。

第五条 「沖縄文化協会賞」の受賞者は、「公益信託 沖縄文化協会賞基金」運営委員会が最終選考し、受託者が決定する。

第六条 「公益信託沖縄文化協会賞基金」の運営、管理については別に定める「公益信託沖縄文化協会賞基金 信託契約書」および「公益信託沖縄文化協会賞基金 給付規定」によるものとする。

付則 1 昭和五十四年（一九七九年）制定。

2 平成八年（一九九六年）十一月二十三日改正。